独立行政法人水資源機構法について

1 はじめに

平成14年12月11日参議院本会議において、独立行政法人水資源機構法案が賛成 多数で可決され、成立しました。

これにより、平成15年10月1日に現在の水資源開発公団は解散し、新たに独立行政法人水資源機構が設立されることとなります。

2「特殊法人等整理合理化計画」

平成13年12月19日、政府は「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定しました。 同計画において水資源開発公団については、以下のとおりの措置を講ずることとされ、 また、組織形態として、独立行政法人とすることが決定されています。

水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わないこととするとともに、 新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業 規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図ること。

水資源開発基本計画については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルール化すること。

コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入 し、可能な限りその活用に努めること。

独立行政法人水資源機構法は、この整理合理化計画を踏まえ、先の臨時国会で制定されたものです。

3 独立行政法人とは

独立行政法人通則法によれば、「独立行政法人」は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」と定義されています(通則法第2条第1項)。

独立行政法人の運営については、以下のような特色があります。

主務大臣が3~5年の期間において達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、独立行政法人は、その目標を達成するための計画を作成し、その計画に沿って業務を行うこと。

独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、主務省に置かれる評価委員会の評価を受けなければならないこと。

評価委員会の評価に基づき主務大臣は、独立行政法人の中期目標期間の終了時に、 当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業 務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずること。

4 独立行政法人水資源機構法の概要

以下、このほど成立した独立行政法人水資源機構法の概要をご紹介します。なお、本 法律は、平成14年12月18日に公布されています(別紙参照)。

(1) 名称

新独立行政法人の名称を独立行政法人水資源機構とする。(第3条関係)

(2)目的

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発 又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、 産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給 の確保を図ることを目的とする。(第4条関係)

目的規定については、整理合理化計画の趣旨を踏まえ、施設の改築及び管理といった既存施設の有効活用による水の安定的な供給の確保に係る業務が今後の主要業務となることが明示されています。

(3)役員及び役員の任期

機構に理事長1人、副理事長1人、理事5人及び監事2人を置くこととし(第7条関係) 理事長及び副理事長の任期を4年、理事及び監事の任期を2年とする。 (第9条関係)

現行水資源開発公団法の理事の法定定数8名から3名の減となっています。

(4)業務の範囲

機構は、以下の業務を行うこととする。(第12条関係)

水資源開発基本計画に基づく水資源の開発若しくは利用のための施設の新築 (水の供給量を増大させないものに限る。)又は改築

次に掲げる施設の管理等

- ・ 機構が新築又は改築した施設
- ・ 機構が承継した水資源開発公団の設置した施設
- ・ 機構が承継した旧愛知用水公団の設置した施設
- ・ 上記施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する施設(委託に基づく場合)

委託に基づく水資源に関する調査等

整理合理化計画の趣旨を踏まえ、機構が行う施設の新築については、公団が既に着手しているもの等を除いて、水の供給量を増大させないものに限定されているほか、今後、水系内の既存施設の有効活用が重要となることを踏まえ、機構が管理する施設と一体的な管理を行うことが水資源の利用の合理化に資する施設の受託管理について、機構の目的達成のための業務の一つとして位置付けられています(現行公団法では、目的達成業務外の受託業務として、目的達成業務の遂行に支障のない範囲内で認められていました)。

(5)事業実施計画

機構は、施設の新築又は改築に係る業務を行おうとするときは、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更又は廃止しようとするときも同様とする。

主務大臣は、 の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

機構は、事業実施計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、当該計画に係る水資源開発施設を利用しようとする者(事業実施計画の変更又は廃止により、当該施設を利用しなくなるものを含む。)の意見を聴くとともに、当該新築又は改築に要する費用の負担についての同意を得なければならないものとする。(第13条関係)

今般の特殊法人等改革においては、独立行政法人の制度を設けるに当たっては、 国の事前関与・統制を極力廃止し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務 大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとするとされています。

この趣旨に鑑み、現行公団法第19条に規定されている主務大臣による事業実施方 針の指示については廃止され、機構は、水資源開発基本計画に基づいて自ら関係都 道府県知事及び利水者との協議を行い、事業実施計画を策定する制度に改められています。

また、水需要の動向に的確に対応した事業を実施するために、公団法で規定していなかった利水者の撤退により事業を縮小又は廃止した場合の手続について、新たに規定されています。

(6)施設管理規程

機構は、施設の管理に係る業務を行おうとするときは、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事等及び当該施設を利用する者に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

主務大臣は、 の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

河川管理者は、洪水防御等を目的に含む水資源の開発又は利用のための施設 (以下「特定施設」という。)等に係る施設管理規程のうち操作に関する事項に よっては、河川の状況の変化等により河川管理上支障を生ずると認める場合に は、当該操作に関する事項の変更を要請することができるものとする。(第16 条関係)

現行公団法第21条に規定されている施設管理方針についても、前述した事業実施 方針と同様の理由から廃止され、機構は、自ら関係都道府県知事等及び関係利水者 との協議を行い、施設管理規程を策定する制度に改められています。

(7)河川法の特例

特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築、改築又は管理を行うことができるものとする。

に規定する場合においては、機構は、河川法に規定する河川管理者の権限 の一部を行うことができるものとする。

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、機構が管理する施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する河川管理施設の管理を、機構に委託することができるものとする。(第17条)

(8)特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮

国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認められるときは、特定施 設の操作に関し、機構を指揮することができるものとする。(第18条関係)

(9)業務の実施に要する費用

水資源開発施設等に関する費用については、国の交付金若しくは補助金、都道府 県の負担金、当該施設等の利用者の負担金又は受益者の負担金をもって充てるもの とする。(第21条から第30条まで関係)

(10) 主務大臣等

機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、主務省及び主務省令は、国土交通省及び国土交通省令とする。ただし、業務運営事項に係る主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。(第37条関係)

(11)水資源開発公団の解散等

水資源開発公団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継すること等を定める。(附則第2条関係)

(12)業務の特例

機構は、当分の間、水資源開発公団が開始していた水の供給量を増大させる水資源の開発又は利用のための施設の新築に関する業務等を行うことができるものとする。(附則第4条関係)

整理合理化計画の趣旨を踏まえ、業務規定において、機構が行う施設の新築に係る業務は、水の供給量を増大させないものに限定されていますが、廃止時点において公団が実施中である施設の新築に係る業務(実施計画調査中のものにあっては、開発される水資源の利用が確実であるとして主務大臣が指定したものに限る)については、経過措置として引き続き機構が行うことができる旨、規定されています。

併せて、公団の廃止時点において国が水資源開発基本計画に基づき開始していた事業であって、機構が承継すべきと国土交通大臣又は農林水産大臣が認める事業についても、既に水資源開発基本計画に織込みの事業に関するものであり、承継の前後において水の供給量を増大させることにはならないことや国の事業を合理的に推進するためのアウトソーシング手法の一つとして位置付けられるものであり、効率的な政府の実現という行政改革の目的にも合致しうることから、機構が施設の新築に係る業務を行うことができる旨、規定されています。

(13) 水資源開発公団法の廃止及びその廃止に伴う経過措置

水資源開発公団法は廃止し(附則第6条関係) その廃止に伴う所要の経過措置を 定める。(附則第7条から第14条まで関係)